

- 市立釧路総合病院
- 帯広協会病院
- 函館五稜郭病院
- 道立江差病院

ほっかいどう  
遠隔連携診療  
診療風景





## 冬のDigi田甲子園

**募集期間** 令和4年10月28日(金)～12月20日(火)

**募集対象** 企業や団体その他の民間の主体

**募集取組** デジタルの活用により、地域の個別課題を実際に解決し、住民の暮らしの利便性と豊かさの向上や、地域の産業振興につながっているもの

《具体的な分野イメージ》

医療、介護、健康	遠隔診療、介護ロボット、データヘルス
教育、子育て	遠隔教育、デジタルを活用した教材、母子保健、子供の見守り
交通、物流	自動運転・デマンド交通、ドローン物流、MaaS
企業の生産性向上	中小・中堅企業DX、就労環境の改善、スタートアップの支援
農林水産業、食関連	農業機械の遠隔操作、漁業DX、デジタルを活用した食品開発
観光、文化、娯楽	観光アプリ、デジタルアート製作、文化の情報発信
防災、安心・安全の確保	罹災時の状況把握、平時のコミュニティ形成・見守りサービス
グリーン社会の形成	脱炭素につながる取組
誰一人取り残されない社会	高齢者・障がい者等のデジタルデバйд対策

### 内閣官房からのコメント

デジタル田園都市国家構想は、デジタルの力で地域の課題を解決し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指す地方創生の政策です。Digi田甲子園は、本構想の推進に資する優良事例を募集・表彰し、全国津々浦々への「横展開」を目指して、令和4年度から実施しています。

本取組は、企業団体等の取組を対象にした「冬のDigi田甲子園」で「ベスト8」に選ばれました。へき地の医師不足の課題解決につながる優良な取組であり、当事務局としても、同様の課題を抱える地域への横展開が今後進むことを期待しています。

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣審議官 西 経子

医療、介護、健康

北海道公立大学法人 札幌医科大学医学部 消化器内科学講座

北海道炎症性腸疾患患者医療均一化を目指した遠隔医療体制の確立

厚生労働省指定難病の1つである炎症性腸疾患(IBD)医療に精通した医師は地方には少ない。その結果、遠方の患者は基幹病院まで通院加療を余儀なくされている。遠隔医療連携診療介入により、地方IBD患者の専門医診療を可能とし、診療の均一化を目指す。

主な実施地域

北海道釧路市

審査員講評

医師が少ない地域でも、遠隔診療により指定難病の治療ができる点が評価できる。また、診療現場に現地の医師を同席させることで、最新の知見を学ぶ場として活用されている点も良い。誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に貢献する優良な取組である。



# 在宅医療提供体制強化事業

市町村が行う介護保険制度における「**在宅医療・介護連携推進事業**」への支援等により、地域における**在宅医療提供体制の強化**を図る。

メニュー	内容	実施主体	補助率
在宅医療支援グループの運営等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅医療を実施する医療機関や地区医師会等が事務局となり、「在宅医」や「在宅医療未経験の医師」、「急変時の受入を行う医療機関」によるグループを編成し、主治医・副主治医制、休日夜間等不在時の代診制、受入病床の確保を通じて、新たな在宅医を養成</li> <li>○ カンファレンスの実施、看取り・緩和ケア・リハビリなどテーマ別研修に要する費用に対し補助 【基準額】6,030千円（経費項目ごとにも基準額有） ※開始時期、従事時間、代診・急変受入の実績により異なる。</li> </ul>	医療機関 郡市医師会 市町村	10/10
グループ制がとれない地域での在宅医療体制の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅医療を担う医療機関が少ない地域（※）において、在宅医療を新たに、又は拡充して実施する際に要する次の費用に対し補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日夜間等不在時の代替医師にかかる費用</li> <li>・受入病床の確保費用</li> <li>・半径16kmを越えた訪問診療（診療報酬算定不可）に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 在支診・在支病の合計数が3以下の市町村</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>【基準額】2,430千円（経費項目ごとに基準額有） ※開始時期等により異なる。</p>	医療機関 郡市医師会 市町村	10/10
訪問診療用ポータブル機器整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エコー、心電図など訪問診療の充実に資する医療機器購入経費に対し補助 【基準額】医療機関300万円、郡市医師会600万円</li> </ul>	医療機関 郡市医師会 訪問看護ステーション	1/2
訪問看護ステーション設置促進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問看護ステーション不足地域におけるステーション設置等に対する立ち上げ支援 【基準額】設備（初度のみ）130万円 運営300万円</li> <li>○ 看取り・緩和ケア・認知症・リハビリテーションなど在宅医療に関する研修実施への支援 【基準額】研修 100万円</li> </ul>	市町村	1/2

# 在宅医療提供体制強化事業

メニュー	内容	実施主体	補助率
在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築	<p>○在宅医療に関わる多職種間におけるICTを活用した情報共有ネットワーク構築のための設備整備に補助</p> <p>【基準額】 1 医療機関等あたり2,150千円（経費項目ごとにも基準額有）</p> <p>※医療機関間等における電子カルテ情報（CT等の画像情報含む）の共有を行うものは、<u>地域医療情報連携ネットワーク構築事業</u></p>	市町村 医療機関 医師会 訪問看護ステーション	1/2
在宅医療多職種連携ICTネットワーク導入アドバイザー	<p>○地域にふさわしい継続性のある在宅医療多職種連携ICTネットワーク導入に向けてICT専門家からアドバイスを受ける費用を補助（委託費、報償費等）</p> <p>【基準額】 1 医療機関等あたり 2,710千円</p> <p>※導入前、導入年、導入後のいずれか2年間限定</p>	市町村 医療機関 医師会 訪問看護ステーション	10/10

# 小児在宅等在宅医療連携拠点事業

メニュー	補助先	補助対象経費等	補助率	補助上限
1 全道事業	(1)医療機関 (2)指定訪問看護事業者 (3)郡市医師会 (4)市町村 (5)福祉サービス等を実施している法人	(1)～(3)の事業を行うに当たっての次に掲げる経費 ・講習会開催や啓発資材等に要する事務経費 （医療関係者以外の福祉・教育等の関係者も参加し開催することが可能） ・医師や事務職員等の人件費（給料・手当・社会保険料事業主負担分：資料作成・準備を含め、事業に従事した時間に応じ補助）  (1)講演会の開催やパンフレットの配布等を通じた一般住民向け普及啓発 (2)医療従事者向け同行研修等人材育成 (3)2の地域モデル事業実施事業者等への支援 ※(1)～(3)全ての事業を実施すること	10/10 以内	[年額] <b>8,033千円</b> ※開始時期、取組実績により異なる。
2 地域拠点事業	(1)医療機関 (2)指定訪問看護事業者 (3)郡市医師会 (4)市町村 (5)福祉サービス等を実施している法人	(1)及び(2)の事業を行うに当たっての次に掲げる経費 ・講習会開催や啓発資材等に要する事務経費 （医療関係者以外の福祉・教育等の関係者も参加し開催することが可能） ・医師や事務職員等の人件費 （給料・手当・社会保険料事業主負担分：資料作成・準備を含め、事業に従事した時間に応じ補助）  (1)意見交換会の開催や、地域資源の情報収集・発信等関係強化に向けた取組 (2)相談窓口の設置やピアサポートの場の提供など、小児等の患者・家族に対する相談支援 ※(1)及び(2)両方の事業を実施すること <b>なお、この取組は、小児等の在宅医療についての専門的な知識、技術等を有する地域の医療機関を交えて行うものとする。</b>	10/10 以内	[年額] <b>1,372千円</b> ※開始時期、取組実績により異なる。

※ 補助の条件＝市町村や道が実施する在宅医療関連施策に協力し、地域における在宅医療サービスの充実に努めること。  
(市町村に対し、協力機関として情報提供します。)

# 医療勤務環境改善支援事業

## 目的

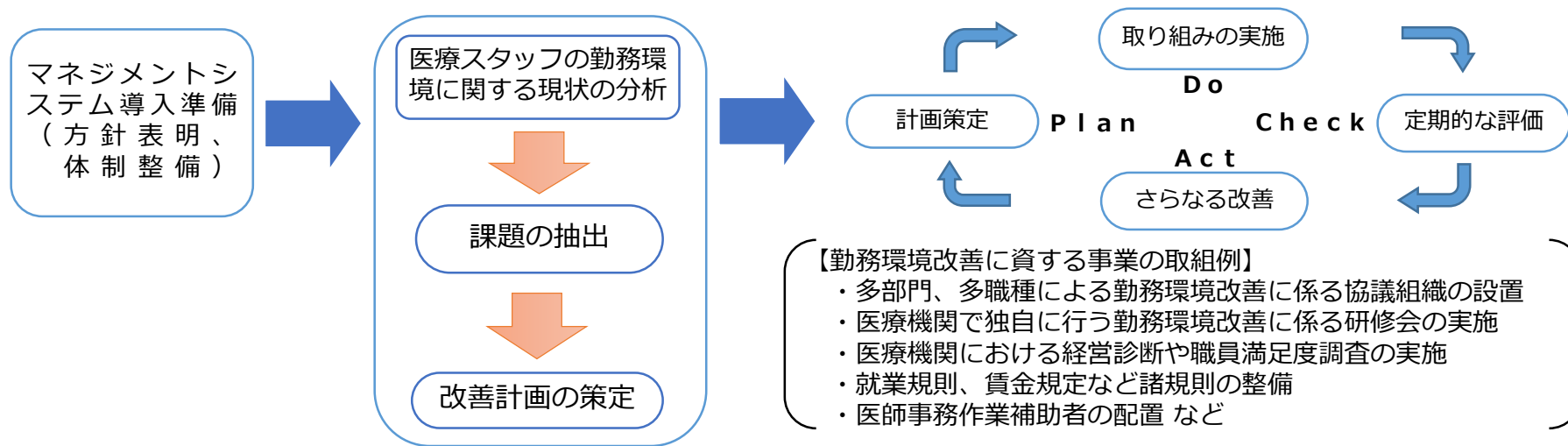
医療機関で働く医療従事者の勤務環境を改善し、離職防止や定着促進を図るため、医療機関が主体的に取り組む勤務環境の改善に資する事業に対して支援する。

## 補助内容

病院が策定した勤務環境改善計画に基づき取り組む勤務環境改善事業の実施に必要な費用の一部を補助。

補助対象施設	道内に所在する医療機関
主な補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」に基づき勤務環境改善計画を策定又は補助事業実施期間内に策定に着手していること。</li> <li>実施する事業は上記計画に関連して実施するものであること。</li> <li>事業の実施にあたっては、北海道医療勤務環境改善支援センターと連携し実施すること。</li> </ul>
補助対象経費	講師謝金、旅費、需用費(消耗品費及び印刷製本費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、医師事務作業補助者の給与
補助基準額等	基準額：1施設につき3,000千円（医師事務作業補助者の配置については、1月あたり250千円） 補助率：1/2

## 医療勤務環境マネジメントシステム概要（医療機関における取組）



# 地域医療勤務環境改善体制整備事業

2024年4月から医師に対する時間外労働の上限規制の適用が開始されることから、地域医療を確保しつつ、医師の労働時間短縮を進めていくため、医療機関全体の効率化やチーム医療の推進、ICT等による業務改革を推進する。

		内 容
対 象 医療機関		<p>地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認める医療機関</p> <p>(1) 救急車受入件数が1000台以上2000台未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関</p> <p>(2) 救急車受入件数が1000台未満のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 夜間・休日・時間外入院件数が500件以上で、地域医療に特別な役割がある医療機関</li> <li>- 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関</li> </ul> <p>(3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合</li> <li>- 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合</li> </ul> <p>(4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関</p>
補 助 対象経費		医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく、総合的な取組に要する経費
補 助 基準額等		<p>【標準単価】 稼働病床数1床当たり、133千円（稼働病床数：前年度の病床機能報告による）</p> <p>【補助率】 1/2以内</p>
補助内容	施 設 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT等機器（AI問診システム、勤怠管理ソフトウェア等の医師の時間外管理を行う機械や時間外労働短縮のための業務の効率化につながる機器整備等）</li> <li>・ 休憩室等の休憩環境整備（勤務間インターバルや代償休息の確保等に必要な、医師の休憩環境の整備等）</li> </ul>
	運営費	・ タスク・シェアリングに伴う医療専門職の雇用（非常勤専門職人件費等）

# 医療機関・住民交流推進事業

## 目的

地域住民・団体等による地域の医療機関を支える取組を推進（取組に助成）することで、医師をはじめとする医療従事者にとって魅力ある病院・まちづくりを進め、医療従事者の離職防止や就業確保などにより、地域医療の確保・地域の活性化を図ることを目的とする。

## 補助事業の内容

### ① 地域医療を守るための講演会等開催事業

医療機関や救急車の適正な利用のほか、かかりつけ医を持つことの重要性など、医療機関等(医療従事者等)の負担軽減を図ることの必要性等について理解を深めることを目的とする事業

⇒ 住民視点による医療機関の負担軽減や医療従事者の離職防止・就業定着に資するもの等

### ② 地域住民と医療機関（医療従事者）との交流事業

住民団体と医療機関が連携するなどして、地域住民と医療従事者が交流を図ることで、地域医療等活性化に向けた相互の理解を深めることを目的とする事業

### ③ 住民団体の活動を推進するための普及啓発事業

上記①及び②に関する広報誌や掲示物を作成するなど、住民団体等の取組を推進することを目的とする事業

## 補助事業者及び補助金額等

【補助事業者】 知事が認める住民団体、医療機関

【補助基準額】 386,400円

【補助率】 1/2以内

【補助年限】 3年間を上限

【対象外経費】

人件費、会食費、他の目的にも使用される文房具等